

資料 3

記載事項について

外国人台帳制度における記載事項の検討について①

住民票(住民基本台帳)における記載事項との比較検討

住民票の記載事項(住民基本台帳)	記載事項としている主な理由
1 氏名	
2 出生の年月日	・個人を特定するために必要な最小限の基本的事項
3 男女の別	
4 世帯情報 (世帯主の氏名、世帯主との続柄)	・住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項 ・住民の日常生活は世帯を単位として営まれているのが一般的であり、住所と関係のある生活関係情報として、居住関係を公証するために必要な事項
6 住民となった年月日	・住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項 ・住民と市町村との間に種々の権利義務関係が発生する日であり、住民としての地位に関する重要な事項
7 住所(及び転居した場合その住所を定めた年月日)	
8 転入届出の年月日及び従前の住所	・住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項 ・住民基本台帳が公正な記録であることから、その正確性を確保するため受付がなされた旨を記載する事項
9 住民票コード	・住民の本人確認情報(4情報)への確実かつ簡易なアクセスを可能とする事項
10 国民健康保険の資格に関する事項	
11 後期高齢者医療の資格に関する事項	
12 介護保険の資格に関する事項	・転出転入等に伴い当然届出を必要とする事務に関するもの ・住民の多くが関係する事務に関するもの ・住民としての地位について基本的な変更のない限り、安定している事項
13 国民年金の資格に関する事項	
14 児童手当の受給資格に関する事項	
15 米穀の配給に関する事項	
16 戸籍の表示	・住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項 ・戸籍との連携、及び戸籍の附票の送付のために必要な情報
17 選挙人名簿登録の旨	・住民基本台帳の記録と選挙人名簿の記録を一致させ、相互の連絡を密にし、正確性を確保するとともに、選挙人名簿登録に関する事務の簡易化を図るための事項

外国人においても、日本人と同様に各種行政サービスへの活用に必要なとなるか

各個別法との調整が必要

現行制度上、日本人を前提

世帯把握について

- 「世帯」とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位のことをいう。
(住民基本台帳事務処理要領)

「世帯」の概念は下記に掲げるような各種法律制度において活用されている。

例 1) 国民健康保険法に基づく、国民健康保険における世帯主による世帯に属する被保険者に関する届出

(参考) 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) (抜粋)
(届出等)

第九条 被保険者の属する世帯の**世帯主** (以下単に「世帯主」という。) は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

例 2) 生活保護法に基づく、生活保護における事務処理の単位

(参考) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) (抜粋)
(世帯単位の原則)

第十条 保護は、**世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする**。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

例 3) 児童手当法に基づく、児童手当の支給要件

(参考) 児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) (抜粋)
(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

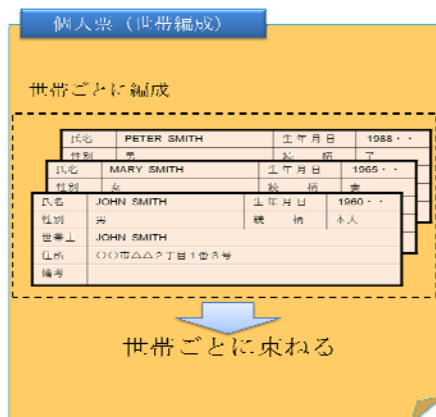
一 次のイ又はロに掲げる**児童** (以下「支給要件児童」という。) を**監護し、かつ、これと生計を同じくする**その父又は母

イ 三歳に満たない児童 (月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)

ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童 (以下省略)

- 住民基本台帳制度においては、事務処理の能率化、電算対応の容易さなどを踏まえ、個人を単位として住民票を作成しつつ、**世帯ごとに編成することを原則**としているところ。(住基法第 6 条第 1 項)

制度の基本として、個人を対象とする行政が多く、かつ、今後も増加するすう勢にあることから、住民票の作成は個人を単位とすることとした (前身の住民登録法では世帯を単位)。他方、特定の行政分野において、法制度上世帯単位の取り扱いが不可欠であることから、個人単位を前提としつつ世帯ごとの編成を付加的に組み合わせることにより、法制度間の調和を図っている。



外国人台帳制度における記載事項の検討について②

外国人登録原票(外国人登録)における記載事項との比較検討

外国人登録原票の記載事項(外国人登録)	記載事項としている主な理由	市町村・入管局における情報の必要性
○ 住民基本台帳の記載事項と重複するもの		
1 氏名		
2 出生の年月日		
3 男女の別		
4 居住地(住所等)	・外国人を特定するための人定事項	・外国人を特定するために必要な最小限の基本的事項として必要
5 世帯情報 (世帯主の氏名 世帯主との続柄 世帯構成員情報(※))		・住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項として必要 ・住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項として必要 ・住民の日常生活は世帯を単位として営まれているのが一般的であり、住所と関係のある生活関係情報として居住関係を公証するための事項として必要
○ 外国人登録におけるのみ登録事項とされるもの		
6 登録番号	・公簿という性格上から設けられているもの ・二重登録防止のため全国一連番号となっている	・新たに付される在留カード番号について、入管局データとの連携に必要 ・住民票コードの代わりの役割が期待される
7 登録の年月日		・転入届出の年月日について、住民に関する各種行政事務の処理のために共通的に利用される基本事項として必要
8 国籍	・外国人を特定するための人定事項	・各種安否情報など大使館との連絡、外国人に対応する際使用する言語の選択等に必要
9 在留の資格	・外国人の日本における活動の根拠となるもの	・各種行政サービス提供の有無に係る判断情報
10 在留期間	・外国人の日本における活動の根拠となるもの	・各種行政サービス提供の前提(適法に在留する外国人であることの確認)

11 職業	・同一人性確認のための一助	
12 勤務所等の名称及び所在地		・入管局において把握 ・従前より各種行政サービスなどへの利活用の必要性は低い
13 旅券番号	・同一人性確認のための一助	
14 旅券発行の年月日	・同一人性確認のための一助	
15 上陸許可の年月日	・在留期間の始期	

16 国籍の属する国における住所又は居所	・本国における連絡先を把握するため	
17 出生地	・同一人性確認のための一助	
18 本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日、国籍	・指紋の押なつを中止したことに伴い、写真、署名と共に、複合的手段によって同一人性を確認するため	

外国人に
おいても
必要となるか

※ ただし、外国人に係る世帯構成員情報は、住基台帳と同様に世帯ごとに編成することにより、自動的に把握可能

外国人に
おいても
必要となるか

「新たな在留管理制度に関する提言」を踏まえて作成

外国人登録事項の行政サービスへの活用状況

(東京都23特別区より6区を抽出調査)

○は全区において活用している事項
 (○)は半数以上の区において活用している事項

外国人登録事項		二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
		勤務所又は事務所の名称及び所在地	本邦にある配偶者	世帯構成員	世帯主との続柄	世帯主の氏名	居住地(住所等)	在留期間	在留の資格	上陸許可年月日	旅券発行年月日	旅券番号	職業	出生地	国籍の属する国における住所又は居所	国籍	性別	生年月日	氏名	登録年月日(住民となった年月日、転入届出の年月日)	(在留カード番号)
主な行政サービス																					
○ 住民に対する行政サービス																					
国民健康保険	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民年金		○	○	○	○	○	○	○	○	※(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童手当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○ 各法において、人道的見地などにより外国人登録の有無に係わらず提供されるサービス																					
旅行病人																			(○)	(○)	(○)
結核予防																			(○)	(○)	(○)
○ 市町村独自のサービス																					
図書館個人貸出																				○	○
行政サービス活用上必要となる事項																					
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 現行では、外登法上の上陸許可年月日を国民年金の資格取得年月日として扱い、通算記録を把握するために活用している。
 住民基本台帳法では、政令の規定により資格取得年月日を記載することとしているため、同法と同様に政令で整理することが可能。